

令和6年度
第8回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和6年11月11日開会

高松市農業委員会

令和6年度第8回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和6年11月11日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所 13階 大会議室

出席委員 21人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 16番 河田 薫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 20番 谷上 諭
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔

欠席委員 3人

- 19番 森 吉朝
- 21番 川原 勝
- 25番 山田 憲一

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 森 明雄
- 農政管理係 長 山崎 博司
- 副主 幹 浮田 政宏
- 副主 幹 金田 篤宗
- 主 事 溝渕 勝久

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について
- 議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第14号 高松市地区別賃借料情報の提供について
- 議案第15号 高松市農業委員会規程の一部改正について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和6年度第8回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、19番 森委員、21番 川原委員、25番 山田委員の3名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番 谷口委員及び2番 真鍋俊二委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

1番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、転用目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。4条許可申請11番に関連しております。

4番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。3条許可申請所有権15番に関連しています。

6番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番は、転用目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請所有権33番、34番、35番に関連しています。

8番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。3条許可申請所有権18番に関連しています。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

1番、2番、3番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

4番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

5番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件は

ありません。5条許可申請使用貸借権5番に関連しています。

6番は、耕作目的のため、農法地法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。3条許可申請所有権14番に関連しています。

7番は、耕作目的のため、農地法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。3条許可申請所有権16番に関連しています。

8番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

9番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

10番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について10件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題いたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申しあげます。

議案第2号を御覧ください。

内容につきましては、座って説明させていただきます。

1番は、近隣飲食店の利用要望に対応するため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、店舗に近く、顧客の利用に便利な農地を転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年に造成済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、近隣企業の関係車両の駐車場を確保したいとの要望に対応するため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成30年に造成済みで、この度、追認許可を得るものです。

隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、近隣法人の来客車両の駐車場を確保したいとの要望に対応するため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、法人事務所に近く、利便性の良い農地を転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年に造成済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止し、併用する水路が5.75平方メートルあります。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、相続後、財産管理のため測量を行ったところ、自宅敷地の一部が農地に越境していることが判明したため、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年に先代が造成済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が445.09平方メートルあります。

5番は、先ほど御説明いたしました3番、4番の申請に際し、測量したところ、昭和36年の申請地東側の県道塩江屋島西線（30号線）拡幅時に、付替えが行われた水路として利用されているため、水路用地として転用申請するものです。元の水路については、高松市から用途廃止・払い下げを申請者（転用者）が受けて、3番と併用利用するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、水路用地として是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は造成済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

6番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、高齢者用のバリアフリーの新築住宅を計画するため転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、既存住宅は子が居住するもので、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、所有する隣接農地のための進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作の利便性を向上しようとするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年に造成済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代が排水管及び排水柵を埋設し利用

していることが分かり、適法に対応しようと転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年頃に申請地は造成済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が196.29平方メートルあります。

9番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、申請者の被相続人が、申請地に誤って住宅の一部及び農業用倉庫を建築し、進入路としても利用してきたことが相続後判明し、適法に対応しようと住宅拡張用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年に建築済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が389.62平方メートルあります。

10番は、住宅及び所有農地の進入路・通作路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、申請者の父が造成し現在も利用していることから、適法に対応しようと転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年頃に造成済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

11番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、居宅を建築した際、隣接所有農地に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和47年頃に建築済みで、住宅のリフォームに際し判明したことから、追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が505.52平方メートルあります。

18条6項通知3番に関連しております。

12番は、貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、先代が隣接宅地に貸倉庫を建築した際、誤って申請地に越境したもので、相続取得後、手続未了であることが分かり解消するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年に建築済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が335.31平方メートルあります。

13番は、近隣事業所の利用要望に対応するため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は申請者の父が平成16年に造成済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者の父と祖父が納屋を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年に建築済みで、この度、追認許可を得るものです。

隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が509.19平方メートルあります。

15番は、申請者が経営する農地所有適格法人への貸農業用倉庫・車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者の父が倉庫・車庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和49年に申請地は建築済みで、この度、追認許可を得るものです。

隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

16番は、農家住宅の住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、息子夫婦が帰郷し現在の住宅に住むため、新築住宅を計画するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代が既存居室を増築した際、隣接所有農地に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年に建築済みで、今後、周辺で所有する農地の管理も行い居住するため、追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、現在居住しているマンションは、賃貸する予定です。

併用宅地等が902.04平方メートルあります。

18番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅横に車庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年に建築済みで、この度、追認許可を得るものです。

隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が402.91平方メートルあります。

19番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者の父が車庫・納屋を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年に建築済みで、この度、追認許可を得るものです。

隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が351.15平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について19件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第2号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

溝淵主事 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、令和6年8月19日付けで所有権移転により宅地分譲用地3区画として農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けていましたが、契約の解除により、許可の取消願があったものです。

取消願と併せて、新たな転用事業者が農地転用の許可申請を提出しており、5条許可申請所有権9番と関連しています。

2番は、令和4年3月8日付けで賃借権設定により露天駐車場用地として農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により、許可の取消願があったものです。

取消後は、所有者が引き続き農地として利用します。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

溝淵主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明申しあげます。

議案書15ページを御覧ください。

1番は、令和元年10月31日付で、工場用地として転用許可を受け、令和5年9月12日付けで、転用目的の変更、棟数、建築面積の変更、転用区域の拡張のため、工場・研究棟用地として事業計画変更承認を受けていましたが、この度、事業計画を見直し、工場2階建1棟と研究棟2階建1棟に変更することと、開発区域を拡張し、併せて工事完了日を令和8年3月31日まで期間延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、令和6年5月17日付で、分譲住宅用地として転用許可を受けておりましたが、土地購入者からの要望で建築物を2階建て2棟から平屋建て2棟に変更することにより、建築面積が30%以上増加することから、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について議題といたします。

現地調査の概要を谷口委員から報告をお願いいたします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。

今回の特別現地調査委員は、真鍋 俊二委員と私の2名で、11月8日、先週の金曜日に現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転7件及び賃借権1件で、合計8議案です。

賃借権1件は所有権移転案件と一体的に転用するものであり、転用件数としては合計7件となります。

所有権移転4番、5番及び7番の3件につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、所有権移転3番までを私が、同4番以降を真鍋委員から報告します。
それでは、別紙の5条特別議案書、所有権を御覧ください。

座って説明させていただきます。

1番は、申請地は、高松市立太田南小学校西600メートルに在り、多目的広場・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地は、農道を挟み、転用者が経営するリハビリテーション及び工業系の専門学校の北側に位置するもので、駐車場と混在する5,000平方メートルほどの既存施設の一部に新たな校舎の建築を計画しており、手狭となることから、代替の多目的広場及び駐車場を確保しようとするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、確認及び面会できる隣接農地関係者との調整は終了しておりますが、それ以外の場合で周辺への被害が生じた場合は当事者で解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、申請地は、高松市立古高松南小学校南東500メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地はJRの駅や、主要地方道高松長尾大内線、及び中徳三谷高松線に近く、通勤、通学に便利な場所に在り、1キロメートル圏内には、小・中学校があり、県道沿線には、大型商業施設が多数建築されるなど、子育て及び生活に便利で、古高松地域での住宅購入希望者の要望に対応するため申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、転用により周辺への被害が生じた場合は当事者で解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する農道及び水路が77.10平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番は、申請地は、ことでん長尾線水田駅南東700メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地周辺は、近年同業者の分譲住宅が数多く建築され、鉄道の駅、主要地方道高松長尾大内線に近く、通勤、通学に便利で、大型商業施設、医療施設が県道沿線に建築されるなど、生活に便利で、購入需要の高い地区内に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、4番からは、真鍋 俊二委員が説明します。

現地調査委員の真鍋です。座って説明します。

4番は、申請地は、香川県立図書館南東1キロメートルに在り、転用者自ら建築、販売する分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地西側一帯は、数年前に同族会社が開発分譲した30区画を超える大規模団地で、約8割が販売済みで、営業活動から周辺で依然購入希望を得ており、対応しようとするもので、主要地方道中徳三谷高松線に近く、沿線には医療、商業施設が充実しており、生活に便利で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、転用により周辺への被害が生じた場合は当事者で解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

5番は、申請地は、高松市立香南中学校東700メートルに在り、麺類の製造、販売を行っている申請者が、製造した製品、乾麺の保管を自社倉庫及び委託先の運送会社の倉庫に保管して事業展開しておりますが、事業効率が悪く、年間経費も膨大で、改善しようと新たな自社の倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は本社事務所及び既存倉庫用地の南側に位置するもので、利便性が良く、経営上問題となっている経費の削減に寄与するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次の6番は、次ページ特別議案 賃借権1番と一体的に転用するもので、併せて説明いたします。議案賃借権1番も同時に御覧ください。

6番及び賃借権1番は、申請地は、高松市立香南中学校東250メートルに在り、千葉県、大阪市、高知市に営業所を開設し事業展開している自動車運送事業者である申請者が、近年の大型車両運搬車、キャリアカーの利用増加、及び事故車両・中古車オークション車両の陸送の需要拡大に対して、既存施設に余地がなく、需要及び増車に対応するため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は高松市道を挟んで本社事務所南側に位置し、利用効率が良く、相続直後の地権者側の理由から、申請地の内、653㎡部分賃借し、残りを所有権取得し一体として転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

7番は、申請地は、高松市立東植田小学校北東1.2キロメートルに在り、大型トラックを活用し、牛乳輸送を専門に営業活動している申請者が、事業拡大及び「物流の2024年問題」として時間外労働時間の上限が年960時間に制限され、今後人員配置、車両の配送に影響が出ることから、これらを解消しようと露天駐車場用地を増設するため転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木綾川線に接する本社事務所、既存駐車場用地の南側に位置するもので、従業員車両と事業車両を区分駐車でき、事業効率の向上が図れ、不足する車両数を駐車できる面積であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止する農道、水路も含め、併用宅地等が775.13平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転7件、賃借権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書17ページを御覧ください。

1番は、県内で調剤薬局を展開する法人が、事業拡大に伴い、社員の交流促進・福利厚生の実を図るため、寄宿舎用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との

調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、特別議案です。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、763.11平方メートルあります。

4番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書18ページを御覧ください。

6番は、特別議案です。

7番は、不動産業を営む法人が、近隣の分譲住宅から出る排水を処理するため、排水管用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、排水管が既に設置され使用されており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3条許可申請取消願1番と関連しています。

8番は、不動産事業を営む法人が、住宅展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が開発道路に接し、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域に在り、需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路が362.89平方メートルあります。

9番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可取消願1番と関連しています。

10番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書19ページを御覧ください。

11番は、主に土木建築業等を営む法人が、地域のイベントを開催している自社所有地と併せて、ドッグラン用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が、併用地を介して県道（牟礼中新線）に面しており、交通のアクセスが良く、集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が716.26平方メートルあります。

12番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、昭和50年頃に農機具の進入路及び転回場を設けた際に、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が717.24平方メートルあります。

13番は、特別議案です。

14番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、昭和46年頃に住宅を建築した際、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和46年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が174.75平方メートルあります。

15番は、溶接業等を営む法人が、現在借りている駐車場を返却するため、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、併用地を介して、市道にも接しており、本社からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が、4,264.07平方メートルあります。

議案書20ページを御覧ください。

16番は、特別議案です。

17番は、不動産業等を営む法人が、建築資材を保管する場所が不足しているため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が、市道に面しており、事務所からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、97.43平方メートルあります。

19番も、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、115.71平方メートルあります。

議案書21ページを御覧ください。

20番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、145.00平方メートルあります。

21番も、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用水路が、10.00平方メートルあります。

22番も、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用水路が、4.08平方メートルあります。

23番は、発電事業・土木建設業等を営む法人が、事業が好調であることから、現在使用している資材置場、駐車場が手狭となったため、新たに露天資材置場兼駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道円座香南線に面し、車の出入りがスムーズで、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、551.95平方メートルあります。

24番は、特別議案です。

議案書22ページを御覧ください。

25番は、特別議案です。

26番は、不動産賃貸業等を営む法人が、輸出品物の販売を行う法人に店舗を貸すため、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道三木綾川線に面しており、交通のアクセスが良く、集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が859.00平方メートルあります。

27番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が公道に面し、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

29番も、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書23ページを御覧ください。

30番は、自動車の整備・検査等を行っている申請者が、現在使用している自動車整備工場を返却するため、新たに自動車整備工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、四国運輸局や取引先が近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

31番は、子どもの成長に伴い、賃貸住宅が手狭となってきたことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面しており、交通の利便性も良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

32番は、近隣にある共同住宅の入居者が使用する駐車場が不足しているため、新たに、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道

に面しており、交通の利便性も良く、共同住宅からも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が、774.30平方メートルあります。

33番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松長尾大内線に近く、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18条6項通知7番と関連しています。

34番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松長尾大内線に近く、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18条6項通知7番と関連しています。

35番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松長尾大内線に近く、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18条6項通知7番と関連しています。

36番は、特別議案です。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書25ページを御覧ください。

1番は、不動産賃貸業等を営む法人が、関連会社が営業所を統合するため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道中徳三谷高松線に面しており、交通のアクセスが良く、車両の出入りがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が8,131.37平方メートルあります。

2番は、建設工事業等を営む法人が、事業が順調に伸び、現在の事業用車両置場が手狭になったため、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、自宅からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は本年4月に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、特別議案です。

4番は、不動産賃貸業等を営む法人が、輸出品物の販売を行う法人に店舗を貸すにあたり、貸店舗の管理業務を行うため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道三木綾川線に面しており、交通のアクセスが良く、貸店舗も近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、平成3年頃に共同住宅を建てた際に、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成3年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が1,004.00平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書26ページを御覧ください。

1番は、分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、平成22年頃に車庫を設けた際に、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成22年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が253.97平方メートルあります。

2番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、現在、借家住まいで、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、農作業にも従事できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が、72.26平方メートルあります。

4番は、農作物の生産、加工、販売等を営む法人が、野菜等の栽培や出荷作業を行うため、進入路・露天駐車場・排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、法人の代表が所有している農地に隣接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成24年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、現在、借家住まいで、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、祖父母・両親との相互扶助を見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借返還通知5番と関連しています。

議案書27ページを御覧ください。

6番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、現在、借家住まいで、住居が手狭となり、今後、家族が増える予定もあることから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面しており、周辺には、教育施設もあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、0.18平方メートルあります。

8番は、イチゴの育成、生産及び販売を行っている転用者が、露天資材置場・駐車場用地とし

て転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面しており、交通のアクセスが良く、車両の出入りもし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は既に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、214.24平方メートルあります。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権29件、賃借権4件、使用貸借8件、計41件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

本件は、平成31年1月22日付けで、農地法第3条第1項の規定により、排水管理設用地として使用貸借権設定の許可を受けていましたが、この度改めて本農地を5条で転用するため、3条許可の取消願があったものです。

5条許可申請所有権7番に関連しています。

以上、議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権のうち18番について御説明申しあげます。

18番は、労働力不足で農業を廃止する所有者から、これまで香川県農地機構を通じて貸借していた、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、所有権移転後は水稻、麦を作付けするものです。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件は全て満たしています。

18条6項通知8番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権の18番について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

浮田副主幹 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権のうち、18番以外の案件について御説明申しあげます。

1番は、労働力不足の所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は菜花を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、労働力不足の所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はミカンを栽培するものです。

5番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は花木を栽培するものです。

6番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

7番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を作付けするものです。

8番は、小作人が残存小作地を譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

9番は、労働力不足の所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

10番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

11番は、後継者である孫へ一括贈与するもので、取得後は果樹を栽培するものです。

12番は、隣接農地が宅地転用するにあたり、現状の境界と公図上の境界を一致させることを目的として譲受人が取得するもので、取得後は既存農地と合わせて水稻を作付けするものです。

13番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は果樹を栽培するものです。

14番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。使用貸借返還通知6番に関連しています。

15番は、労働力不足の所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は果樹を栽培するものです。18条6項通知5番に関連しています。

16番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。使用貸借返還通知7番に関連しています。

17番は、後継者である子へ一括贈与するもので、取得後は水稻、麦、野菜を栽培するものです。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請、地役権について御説明申しあげます。

1番は、隣接する既存の宅地から水路まで通水管を埋設するため、埋設部分に地役権を設定するものです。

2番も、1番と同時に、同じ場所に通水管埋設のための地役権を設定するものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転17件、地役権2件について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案第9号を御覧ください。

内容につきましては、座って説明させていただきます。

1番は、昭和62年に、高松市道道佐古支線1号線として認定されており、非農地証明事務処理要領の第⑦「農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可を得る必要がない案件」として、同施行規則第29条第6項（農地の転用の制限の例外）に規定にする「地方公共団体（都道府県等を除く。）がその設置する道路の敷地に供するためその区域内にある農地を農地以外のものにする場合」に該当するもので、特に証明を必要とする土地に該当するものです。

次に、2番、5番、次のページの6番、7番、9番、10番はそれぞれ、平成3年、平成10年、平成14年、平成8年、平成14年、平成12年から、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地と

しての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

さらに、3番、4番はそれぞれ、令和6年、昭和51年より農道として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設である農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

最後に、8番は、平成11年からイチゴの集積・運搬用車両置場として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地（2アール未満のものに限る。）を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設である堆肥舎、畜舎、納屋等の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について10件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

溝渕主事 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明いたします。

1番について、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号については、証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号については証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

森農地係長 議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和6年10月30日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による、高松農業振興地域 整備計画の変更に係る意見伺いが、提出されております。

申請のあった案件につきましては、各地区部会において、現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件につきましては、問題無い旨の報告を受けております。

次に、資料の内容について、御説明いたします。

1 ページの総括表を御覧ください。

まず、農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が、各地区順に記載されております。

下段に、今回の除外後の用途区分ごとの件数及び面積が記載されており、合計件数が5件、面積が1,784.38平方メートルでございます。

次に、2 ページを御覧ください。

これは、農業用施設を申請地に建築するため、用途の区分変更を行い、農地から農業用施設用地に変更するもので、合計件数が1件、面積が169.53平方メートルです。

以上、議案11号について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようありますので、議案第11号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の2ページを御覧ください。令和6年10月18日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは3ページのとおり、令和6年10月11日付けで庵治石開発協同組合から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地及び面積は、高松市牟礼町牟礼字久通3445番2外12筆の0.9803ヘクタールです。

5ページに位置図を付しています。

6ページ以降には土地利用計画図、断面図を付しています。

土地開発行為の目的は、廃土石の処分地として利用するもので、この度の変更協議は、廃土石の搬入量の減少のため実施予定期間を3年間の延長をするものです。開発終了時には平坦部に植栽、及び法面緑化を行い森林の回復を図る計画となっております。

10月25日に地区担当農業委員と地区担当者で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する

農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第12号 みどり豊かであうおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり意見決定し回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 農用地利用集積等促進計画(案)について議題といたします。

事務局の説明を求めます

山崎農政管理係長 議案第13号 農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申しあげます。

資料3-1を御覧ください。座って説明させていただきます。

今回、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、高松市長から農用地利用集積等促進計画について、意見伺いが提出されております。

これは、10月31日付けで農用地利用集積計画を公告した農地のうち、農地中間管理事業を利用したもので、現在、香川県農地機構が中間管理権を取得した状態となっているものです。これを同機構から受け手に利用権を設定するために、香川県の農用地利用集積等促進計画の認可を受けるに当たり、10月24日付けで、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されたものです。

資料を1枚めくっていただき、1ページの総括表を御覧ください。

高松市全体で、申出件数201件、筆数470筆、面積51万433.16平方メートルとなっており、昨年の同時期と比較して、面積で約18%減少しています。

以下、資料の2ページから26ページは、貸借の各筆明細書となっております。

なお、県の認可公告は12月26日が予定されております。

つづきまして、資料3-2を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するに当たって、10月21日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は、11月29日となっております。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっております。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第13号 農用地利用集積等促進計画(案)について御審議いただきますよう、よろし

くお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については、異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり異議ない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号、高松市地区別賃借料情報の提供についてを議案とします。事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第14号、高松市地区別賃借料情報の提供について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

これは農地法第52条の規定に基づき、市内各地区における賃借料の目安になるものとして、農業委員会のホームページや農業委員会だよりで情報提供を行うもので、平成21年の農地法の改正時から続けているものです。

データの内容につきましては、令和5年3月31日、同年10月31日、令和6年3月29日及び同年10月31日付けの公告分で、農業経営基盤強化促進法により貸借された2年間、計4回分の集計データを基に地区別の平均額・最高額・最低額を掲載しています。

調査は、作物が水稻、麦、路地野菜などのものを対象にしており、苗木類、花木、果樹、施設野菜や施設花き等は高額になるため除外しております。

賃借のデータ数は359件で、金額は百円未満を四捨五入し、百円単位としております。市全体の平均値は、10アール当たり6,000円となっております。

なお、参考として、使用貸借による貸し借りの件数を右端に掲載しておりますが、この使用貸借のデータは、平均値の計算には反映させておりません。

以上、議案第14号 高松市地区別賃借料情報の提供について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号については、原案のとおり情報提供することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号は原案のとおり情報提供することに決定いたしました。

次に、議案第15号、高松市農業委員会規程の一部改正についてを議案とします。事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第15号 高松市農業委員会規程の一部改正について御説明申しあげます。

資料5を御覧ください。

本件は、市長部局及び高松市総合教育センターについては、定年延長に伴い令和6年度から新たな役職として「調整官」を置くことができることとしております。

今回の改正は、高松市農業委員会事務局についても市長部局等と同様に「調整官」を置くことができることとするため、高松市農業委員会規程の一部改正するもので、新旧表のグレーの網かけ部分が改正内容になりますが、新たに調整官という職名を加えるものです。

以上、議案第15号 高松市農業委員会規程の一部改正について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号 高松市農業委員会規程の一部改正については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号 高松市農業委員会規程の一部改正については、承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。資料6を御覧ください。

期間としましては、令和6年10月4日から同年11月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、9月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が9件、10月議決分といたしまして4条が9件、5条が20件、合計で4条が9件、5条が29件です。

許可保留件数につきましては、9月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が14件、10月議決分といたしまして4条が1件、5条が6件、合計で4条が1件、5条が20件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。

令和6年10月議決分の2番が、表の右端欄のとおり、開発許可により、許可保留となっております。

2ページを御覧ください。次に、5条関係です。

令和6年6月議決分の所有権2番、7番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

次に、令和6年7月議決分の所有権7番が、表の右端欄のとおり、開発許可により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

令和6年8月議決分の所有権2番、4番、5番、8番、11番、26番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、法定外占用、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

次に、令和6年9月議決分の所有権4番、9番、14番、23番、25番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

令和6年10月議決分の所有権9番、10番、14番、15番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用、により、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく、10月議決分の賃借権3番、4番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、用途廃止により、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和6年度第8回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時18分 閉会